

指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する基準 について

大阪府 福祉部 高齢介護室
介護事業者課 居宅グループ
(令和6年5月作成)

目次

1 概要及び人員、設備基準

2 運営基準

※本資料は、居宅サービスのうち一部のサービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売）の概要や人員及び設備、運営にかかる基準について掲載しています。

※また、基準の内容すべてを網羅するものでなく主なものについて掲載しています。

※介護予防を含む各サービスの規定については、大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、「府条例」という。）等を確認ください。

訪問介護

1 概要及び人員、設備基準

定義

「訪問介護」とは、訪問介護員等（※）が、利用者（要介護者）の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供するものをいう。

※「訪問介護員等」

介護福祉士、実務者研修修了者（450h）、介護職員初任者研修修了者（130h）、生活援助従事者研修修了者（59h・生活援助中心型のみ提供可能）、居宅介護又は重度訪問介護を提供している者（共生型サービスのみ提供可能）、旧介護職員基礎研修修了者（500h）、旧訪問介護員1級課程修了者（230h）、又は旧訪問介護員2級課程修了者（130h）をいう。

訪問介護のサービス類型

「訪問介護」は、その行為の内容に応じ、次の3類型に区分される。

- ① 身体介護 > 利用者の身体に直接接触して行われるサービス等
 (例：入浴介助、排せつ介助、食事介助 等)
- ② 生活援助 > 身体介護以外で、利用者が日常生活を営むことを支援するサービス
 (例：調理、洗濯、掃除 等)
- ③ 通院等乗降介助 > 通院等のための乗車又は降車の介助（乗車前・降車後の移動介助等の一連のサービス行為を含む）

※「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日厚生労働省老健局老人福祉計画課長通知）（いわゆる「老計10号」）

身体介護（抜粋）

- 1-0 サービス準備・記録等：サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック（利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェック）／環境整備（換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整頓等）／相談援助、情報収集・提供／サービス提供後の記録等
- 1-1 排泄・食事介助：排泄介助（トイレ利用・ポータブルトイレ利用・おむつ交換）／食事介助／特段の専門的配慮をもって行う調理
- 1-2 清拭・入浴、身体整容：清拭（全身清拭）／部分浴（手浴及び足浴・洗髪）／全身浴／洗面等／身体整容（日常的な行為としての身体整容）／更衣介助
- 1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- 1-4 起床及び就寝介助
- 1-5 服薬介助
- 1-6 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（自立支援、ADL・IADL・QOL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

生活援助（抜粋）

- 2-0 サービス準備等：サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック（利用者の安否確認、顔色等のチェック）／環境整備（換気、室温・日あたりの調整等）／相談援助、情報収集・提供／サービスの提供後の記録等
- 2-1 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃／ゴミ出し／準備・後片づけ
- 2-2 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯／洗濯物の乾燥（物干し）／洗濯物の取り入れと収納／アイロンがけ
- 2-3 ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- 2-4 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）／被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
- 2-5 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ／一般的な調理
- 2-6 買い物・薬の受け取り：日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）／薬の受け取り

必要となる人員・設備等

- 訪問介護サービスを提供するために必要な職員は次のとおり。

訪問介護員等	常勤換算方法で2.5以上
サービス提供責任者 (※)	<p>介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧1級課程修了者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等のうち、利用者の数40人に対して1人以上 (原則として常勤専従の者であるが、一部非常勤職員でも可) ・以下の要件を全て満たす場合には、利用者50人につき1人 <ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置 ○ サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置 ○ サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合 <p>※ 共生型訪問介護事業所においては、特例がある。</p>
<p>※サービス提供責任者の業務</p> <p>①訪問介護計画の作成、②利用申込みの調整、③利用者の状態変化やサービスへの意向の定期的な把握、④居宅介護支援事業者等に対する利用者情報の提供(服薬状況や口腔機能等)、⑤居宅介護支援事業者との連携(サービス担当者会議出席等)、⑥訪問介護員に対しての具体的援助方法の指示及び情報伝達、⑦訪問介護員の業務の実施状況の把握、⑧訪問介護員の業務管理、⑨訪問介護員に対する研修、技術指導等</p>	
管理者	常勤で専ら管理業務に従事するもの

- 訪問介護事業所の設備及び備品等は次のとおり。

- ・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画(利用申込の受付、相談等に対応できるもの)を有していること
- ・訪問介護の提供に必要な設備及び備品を備え付けていること

訪問入浴介護

1 概要及び人員、設備基準

定義

訪問入浴介護とは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るもの。

必要となる人員・設備等

○従業者の員数

指定訪問入浴介護事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数については、次のとおり。

- ・ 看護師又は准看護師 1以上
- ・ 介護職員 2以上（介護予防訪問入浴介護の場合には1以上）

○管理者

指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

○設備及び備品等

指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品を備えなければならない。

訪問看護

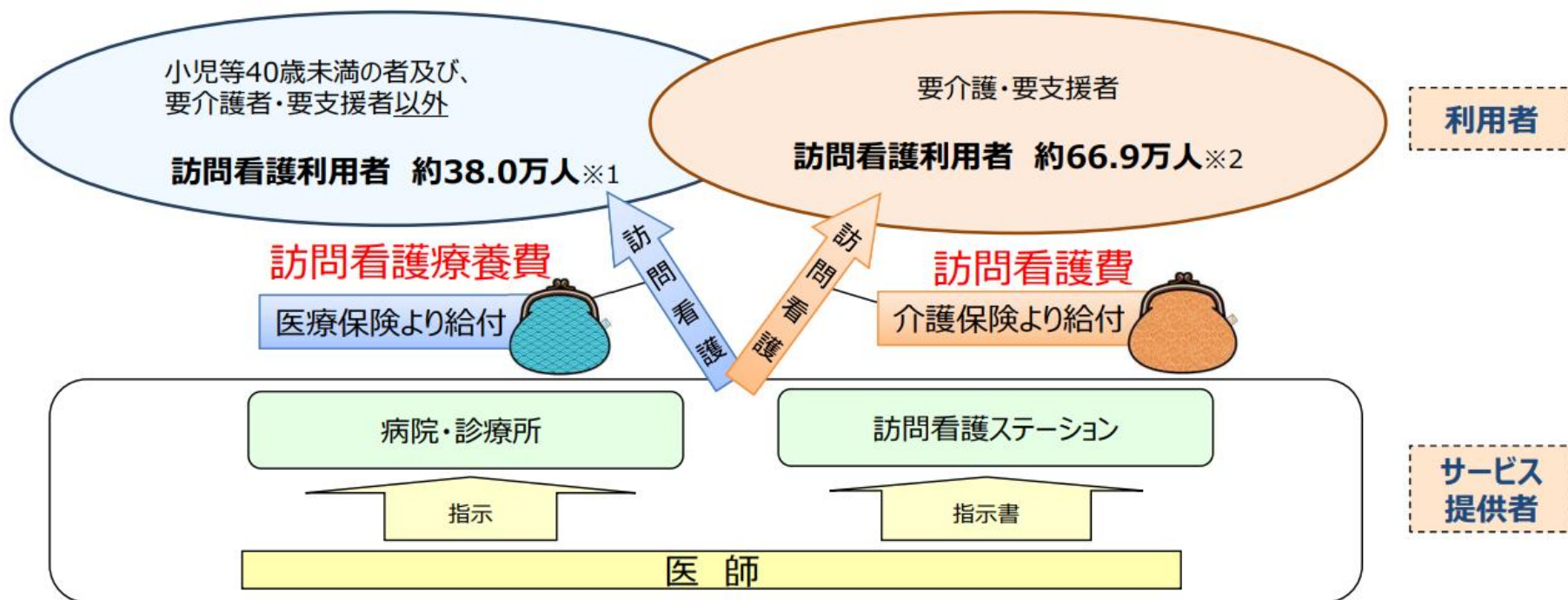
1 概要及び人員、設備基準

訪問看護の概要

出典

第220回社会保障審議会介護給付費分科会資料3

- 疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
- サービス提供は、病院・診療所と訪問看護ステーションの両者から行うことができる。
- 利用者は年齢や疾患、状態によって医療保険又は介護保険の適応となるが、介護保険の給付は医療保険の給付に優先することとしており、要介護被保険者等については、末期の悪性腫瘍、難病患者、急性増悪等による主治医の指示があった場合などに限り、医療保険の給付により訪問看護が行われる。



医療保険と介護保険の訪問看護対象者のイメージ

出典

第220回社会保障審議会介護給付費分科会資料3

【医療保険】

【介護保険】

小児等40歳未満の者、
要介護者・要支援者
以外

(原則週3日以内)

要支援者・要介護者

(限度基準額内 無制限
(ケアプランで定める))

厚生労働大臣が定める者
(特掲診療料・別表第7※1)

特別訪問看護指示書^{注)}の交付を受けた者
有効期間:14日間 (一部、2回交付可※2)

厚生労働大臣が
定める者
(特掲診療料・
別表第8※3)

認知症以外の精神疾患

算定日数
制限無し

※1：別表第7

末期の悪性腫瘍
多発性硬化症
重症筋無力症
スモン
筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症
ハンチントン病
進行性筋ジストロフィー症
パーキンソン病関連疾患
多系統萎縮症

プリオン病
亜急性硬化性全脳炎
ライソゾーム病
副腎白質ジストロフィー
脊髄性筋萎縮症
球脊髄性筋萎縮症
慢性炎症性脱髄性多発神経炎
後天性免疫不全症候群
頸髄損傷
人工呼吸器を使用している状態

※2：特別訪問看護指示書を月2回交付できる者 (有効期間：28日間)

・気管カニューレを使用している状態にある者
・真皮を超える褥瘡の状態にある者

注)：特別訪問看護指示書

患者の主治医が、診療に基づき、急性増悪等により一時的に頻回(週4日以上)の訪問看護を行う必要性を認め、訪問看護ステーションに対して交付する指示書。

※3：別表第8

- 1 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- 2 以下のいずれかを受けている状態にある者
在宅自己腹膜灌流指導管理
在宅血液透析指導管理
在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅成分栄養経管栄養法指導管理
在宅自己導尿指導管理
在宅人工呼吸指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅自己疼痛管理指導管理
在宅肺高血圧症患者指導管理
- 3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- 4 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- 5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

基本方針

訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

基準項目		指定訪問看護ステーション	病院又は診療所である指定訪問看護事業所※
人員に関する基準	看護師等の員数	<ul style="list-style-type: none"> 保健師、看護師又は准看護師（看護職員）常勤換算で2.5以上となる員数 うち1名は常勤 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた 適当数 	<ul style="list-style-type: none"> 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を 適当数
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> 専従かつ常勤の保健師又は看護師であって、 適切な指定訪問看護を行うために必要な知識 及び技能を有する者 	
基準項目		指定訪問看護ステーション	病院又は診療所である指定訪問看護事業所※
設備に関する基準		<ul style="list-style-type: none"> 事業の運営を行うために必要な広さを有する 専用の事務室 指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の運営を行うために必要な広さを 有する専ら事業の用に供する区画 指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品

通所介護

1 概要及び人員、設備基準

通所介護・地域密着型通所介護の概要・人員基準・設備基準

出典 第219回社会保障審議会介護給付費分科会資料1（一部追記）

定義

通所介護とは、利用者(要介護者)を老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行うものをいう。

必要となる人員・設備

通所介護サービスを提供するために必要な職員・設備等は次のとおり。

○ 人員基準

【管理者】 常勤で専ら管理業務に従事するもの

生活相談員	事業所ごとにサービス提供時間に応じて専従で1以上 (生活相談員の勤務時間数としてサービス担当者会議、地域ケア会議等も含めることが可能。)
看護職員(※)	単位ごとに専従で1以上 (通所介護の提供時間帯を通じて専従する必要はなく、訪問看護ステーション等との連携も可能。)
介護職員(※)	① 単位ごとにサービス提供時間に応じて専従で次の数以上 ア 利用者の数が15人まで 1以上 イ 利用者の数が15人を超える場合 アの数に利用者の数が1増すごとに0.2を加えた数以上 ② 単位ごとに常時1名配置されること ③ ①の数及び②の条件を満たす場合は、当該事業所の他の単位における介護職員として従事することができる
機能訓練指導員	1以上
生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤	

※定員10名以下の地域密着型通所介護事業所の場合は看護職員又は介護職員のいずれか1名の配置で可

○ 設備基準

食堂	それぞれ必要な面積を有するものとし、その合計した面積が利用定員×3.0㎡以上
機能訓練室	
相談室	

※ 指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等が併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、基準上両方のサービスに規定があるもの及び規定はないが設置されるものは共用可

短期入所生活介護

1 概要及び人員、設備基準

短期入所生活介護の概要・人員基準・設備基準

出典

第219回社会保障審議会介護給付費分科会
資料4（一部追記）

定義

短期入所生活介護とは、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者（要介護者等）が老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものである。

必要となる人員・設備等

短期入所生活介護サービスを提供するために必要な職員・設備等は次のとおり

○ 人員基準

【管理者】 常勤で専ら管理業務に従事するもの

医師	1以上
生活相談員	利用者100人につき1人以上（常勤換算） ※うち1人は常勤（利用定員が20人未満の併設事業所を除く）
介護職員又は看護師若しくは准看護師	利用者3人につき1人以上（常勤換算） ※うち1人は常勤（利用定員が20人未満の併設事業所を除く）
栄養士	1人以上（常勤換算） ※利用定員が40人以下の事業所は、一定の場合は、栄養士を置かないことができる
機能訓練指導員	1以上
調理員その他の従業者	実情に応じた適当数

○ 設備基準

利用定員等	20人以上とし、専用の居室を設ける ※ただし、併設事業所の場合は、20人未満とすることができる
居室	定員4人以下、床面積（1人当たり）10.65㎡以上
食堂及び機能訓練室	合計面積3㎡×利用定員以上
浴室、便所、洗面設備	要介護者が使用するのに適したもの
その他、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室が必要	

特定施設入居者生活介護

1 概要及び人員、設備基準

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護の概要

出典

第221回社会保障審議会介護給付費分科会資料4（一部追記）

1. 制度の概要

- 特定施設入居者生活介護とは、特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。
- 特定施設の対象となる施設は以下のとおり。
 - ① 有料老人ホーム ② 軽費老人ホーム（ケアハウス） ③ 養護老人ホーム
 - ※ 「サービス付き高齢者向け住宅」については、「有料老人ホーム」に該当するものは特定施設となる。
- 特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホームを「介護付き有料老人ホーム」という。

2. 人員基準

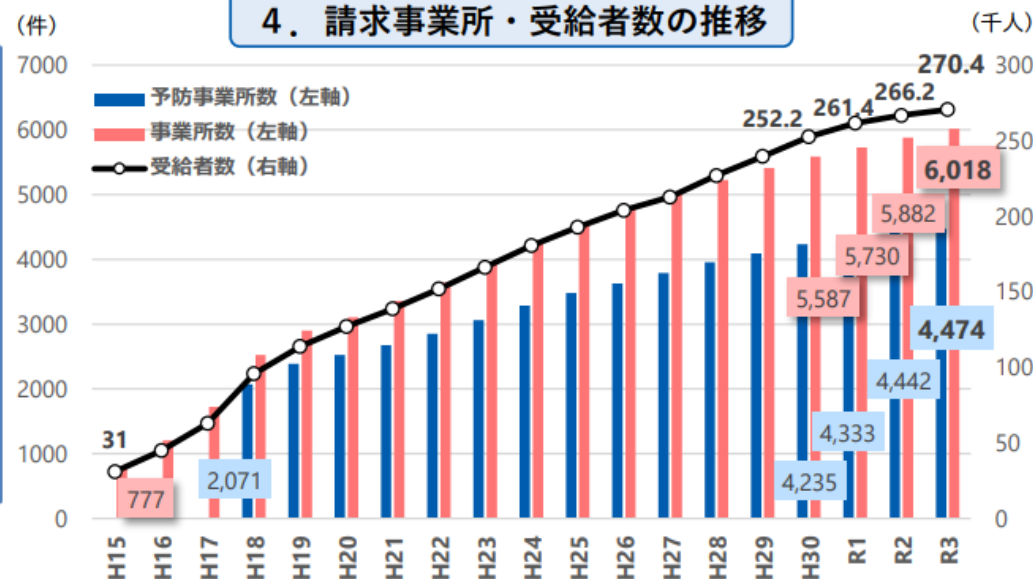
- 管理者— 1人 [兼務可] ○ 生活相談員— 要介護者等：生活相談員=100：1
- 看護・介護職員— ①要支援者：看護・介護職員=10：1 ②要介護者：看護・介護職員=3：1
- ※ ただし看護職員は要介護者等が30人までは1人、30人を超える場合は、50人ごとに1人 ※ 夜間帯の職員は1人以上
- 機能訓練指導員— 1人以上 [兼務可] ○ 計画作成担当者— 介護支援専門員1人以上 [兼務可] ※ただし、要介護者等：計画作成担当者100:1を標準

※管理者以外は、常勤換算での配置

3. 設備基準

- ① 介護居室：・原則個室
・プライバシーの保護に配慮、介護を行える適当な広さ
・地階に設けない 等
- ② 一時介護室：介護を行うために適当な広さ
- ③ 浴室：身体の不自由な者が入浴するのに適したもの
- ④ 便所：居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備える
- ⑤ 食堂、機能訓練室：機能を十分に発揮し得る適当な広さ
- ⑥ 施設全体：利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造

4. 請求事業所・受給者数の推移



※地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。
出典：介護給付費等実態調査（各年度3月分（4月審査分））

3. (2) ④ 生産性向上に先進的に取り組む特定施設における 人員配置基準の特例的な柔軟化①

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護】

- テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、令和4年度及び令和5年度に実施された介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業の結果等も踏まえ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たって必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等のテクノロジーの複数活用（3.(2)③と同じ。）及び職員間の適切な役割分担の取組等により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる特定施設について、見直しを行う。【省令改正】

基準

- 特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、要件を満たす場合は、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上であること」とすることとする。

< 現行 >

利用者	介護職員（+看護職員）
3 (要支援の場合は10)	1

< 改定後（特例的な基準の新設） >

利用者	介護職員（+看護職員）
3 (要支援の場合は10)	0.9

(要件)

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において必要な安全対策について検討等していること
- ・見守り機器等のテクノロジーを複数活用していること
- ・職員間の適切な役割分担の取組等をしていること
- ・上記取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることがデータにより確認されること

※安全対策の具体的要件

- ①職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ②緊急時の体制整備（近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等）
- ③機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）
- ④職員に対する必要な教育の実施
- ⑤訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

3. (2) ④ 生産性向上に先進的に取り組む特定施設における 人員配置基準の特例的な柔軟化②

基準（続き）

- 人員配置基準の特例的な柔軟化の申請に当たっては、テクノロジーの活用や職員間の適切な役割分担の取組等の開始後、これらを少なくとも3か月以上試行し（試行期間中においては通常の人員配置基準を遵守すること）、現場職員の意見が適切に反映できるよう、実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会において安全対策や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減が行われていることをデータ等で確認するとともに、当該データを指定権者に提出することとする。
注：本基準の適用に当たっては、試行を行った結果として指定権者に届け出た人員配置を限度として運用することとする。
- 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることの確認については、試行前後を比較することにより、以下の事項が確認される必要があるものとする。
 - i 介護職員の総業務時間に占める利用者のケアに当てる時間の割合が増加していること
 - ii 利用者の満足度等に係る指標（※1）において、本取組による悪化が見られないこと
 - iii 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間が短縮していること
 - iv 介護職員の心理的負担等に係る指標（※2）において、本取組による悪化が見られないこと
 - ※1 WHO-5等
 - ※2 SRS-18等
- 柔軟化された人員配置基準の適用後、一定期間ごとに、上記i～ivの事項について、指定権者に状況の報告を行うものとする。また、届け出た人員配置より少ない人員配置を行う場合には、改めて試行を行い、必要な届出をするものとする。なお、過去一定の期間の間に行行政指導等を受けている場合は、当該指導等に係る事項について改善している旨を指定権者に届け出ることとする。

福祉用具貸与

特定福祉用具販売

1 概要及び人員、設備基準

福祉用具貸与の概要及び人員・設備基準

定義

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものである。

人員・設備等

<人員>

福祉用具専門相談員	常勤換算方法で2以上 ※指定福祉用具貸与事業者の場合（介護予防にも同趣旨の定めあり） 指定福祉用具貸与事業者が、次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合で、指定福祉用具貸与の事業と同一の事業所において一体的に運営されているときは、次の区分に応じ、それぞれ定める人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。 一 指定介護予防福祉用具貸与事業者 二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 三 指定特定福祉用具販売事業者
管理者	常勤で専ら管理業務に従事するもの

<設備等>

- ・福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材を備える。
- ・事業の運営を行うために必要な広さの区画を有する。
- ・指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備、備品等を備える。

※福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

特定福祉用具販売の概要及び人員・設備基準

定義

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものである。

人員・設備等

<人員>

福祉用具専門相談員	常勤換算方法で2以上 ※指定特定福祉用具販売事業者の場合（介護予防にも同趣旨の定めあり） 指定特定福祉用具販売事業者が、次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合で、指定特定福祉用具販売の事業と同一の事業所において一体的に運営されているときは、次の区分に応じ、それぞれ定める人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。 一 指定介護予防福祉用具貸与事業者 二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 三 指定福祉用具貸与事業者
管理者	常勤で専ら管理業務に従事するもの

<設備等>

- ・事業の運営を行うために必要な広さの区画を有する。
- ・指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備、備品等を備える。

2 運営基準（主なもの）

※本資料に掲載する運営基準は、令和3年度及び令和6年度の報酬改定において盛り込まれた規定のうち、本資料で掲載しているサービス種別に共通する、主な規定について掲載しており、基本、訪問介護の規定を活用しています。各サービスの規定については、府条例等にて確認ください。

管理者（R6改正事項）

- ・事業者は、事業所ごとに専らその業務に従事し、常時勤務する管理者を置かなければならない。
- ・ただし、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。
（府条例第8条等）

改正ポイント

管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨の改正がなされた。

- * ただし、同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合、他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、指定訪問介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じない場合に可能。
- * この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、以下の場合などは、管理業務に支障があると考えられるケース。
 - ・管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合
 - ・併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）
 - ・事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに指定訪問介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合

（指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）抜粋）

ハラスメント対策の強化（R3改正事項）

事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。（府条例第33条第4等）

講じる内容（概要）

ハラスメント対策を講じるうえで、「事業主が講ずべき措置」「事業主が講じることが望ましい取組」は左表のとおり。

出典：
介護現場におけるハラスメント対策マニュアル
（株式会社 三菱総合研究所）

法令上事業者求められる措置	
講ずべき措置	<p><対象></p> <ul style="list-style-type: none">● 職場における<ul style="list-style-type: none">・ セクシュアルハラスメント・ パワーハラスメント● <u>利用者やその家族等から受ける</u> 本マニュアルの対象<ul style="list-style-type: none">・ <u>セクシュアルハラスメント</u> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none">● 就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。 <p>※特に留意すべき点</p> <ol style="list-style-type: none">① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発② 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
講じることが望ましい措置	<p><対象></p> <ul style="list-style-type: none">● <u>利用者やその家族等から受ける</u> 本マニュアルの対象に関連<ul style="list-style-type: none">・ <u>顧客等からの著しい迷惑行為</u> = <u>カスタマーハラスメント</u> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none">● ①及び②の必要な措置を講じるにあたっては、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の措置も講じることが推奨。

感染症対策の強化（R3改正事項（R6.4月～義務化））

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施。
（府条例第34条第3項等）

措置を実施するうえでのポイント

* 下記については、他のサービス事業者との連携等により行うことも可。

①感染対策委員会について

- ・構成メンバーは感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。
- ・構成メンバーの責任及び役割分担を明確にし、専任の感染対策担当者を決めておくことが必要。
- ・他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも可。

②指針

指針には平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

③研修・訓練の実施

研修：定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。研修の実施内容について記録することが必要。

訓練：定期的（年1回以上）に行うことが必要。

②の指針や上記研修に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施

訓練の実施は、実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせて実施する。

（指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）抜粋）

業務継続に向けた取組の強化（R3改正事項（R6.4月～義務化））

- ・事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定。
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要により業務継続計画の変更を行う。（府条例第33条の2等）

措置を実施するうえでのポイント

* 下記については、他のサービス事業者との連携等により行うことも可。

①業務継続計画に記載する項目*感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可。

○ 感染症に係る業務継続計画

- ・ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ・ 初動対応
- ・ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

○ 災害に係る業務継続計画

- ・ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品備蓄等）
 - ・ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ・ 他施設及び地域との連携

② 研修

- ・ 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有する。
- ・ 定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。
- ・ 研修の実施内容は記録すること。
- ・ 感染症の業務継続計画に係る研修は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的な実施も可。。

③ 訓練、

- ・ 業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施。
- ・ 感染症の業務継続計画に係る訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的な実施も可。

（指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）抜粋）

高齢者虐待防止の推進（R3改正事項（R6.4月～義務化））

事業者は、虐待の発生及びその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ②事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ③事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施。
- ④上記①～③に掲げる措置を適切に実施するため担当者を置く。（府条例第41条の2等）

措置を実施するうえでのポイント

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会

- ・メンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成し、メンバーの責務及び役割分担を明確にする。
- ・定期的に開催する。なお、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑であることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重な対応が重要。
- ・他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営も可。また、他のサービス事業者との連携等による実施も可。

② 指針（次のような項目を盛り込むこと。）

「虐待の防止に関する基本的考え方」「虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項」「虐待の防止のための職員研修に関する基本方針」「虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針」「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」「成年後見制度の利用支援に関する事項」「虐待等に係る苦情解決方法に関する事項」「利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項」等。

③ 研修

- ・②の指針に基づき、虐待の防止の徹底を行い、研修の内容は記録することが必要。
- ・定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施。

④ 担当者の選任

専任の担当者を置くことが必要。また、当該担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

（指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）抜粋）

<訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護>

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

（府条例第109条第3項等）

改正ポイント

- * 研修は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。
- * 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者で、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等。
- * 新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させる。

身体的拘束等の適正化の推進（R6改正事項）

<訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売>

- ・指定訪問介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「**身体的拘束等**」という。）を行ってはならない。
- ・身体的拘束等を行う場合には、その**態様及び時間**、その際の**利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由**を記録しなければならない。
- ・記録は**5年間保存**が必要。（府条例第25条第1項第3号・第4号、及び第43条第2項第3号等）

<短期入所生活介護>（府条例第156条第4項～第7項）

- ・上記の実施に加え、
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会を3月に1回以上開催し、その結果を介護職員その他の従業者へ周知徹底が必要**（委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことが可能。）。
- ・身体的拘束等の適正化のための**指針の整備が必要**。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための**研修の定期的な実施が必要**。

*ただし、上記下線部はR7.3.31までは努力義務。

改正ポイント

- ・訪問系、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売等に、身体的拘束等の適正化の推進についての規定が盛り込まれた。
- ・短期入所生活介護については、記録等に加え、委員会の開催等も必要とされた。
（特定施設入所者生活介護については従来より義務）
- *なお、**緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要**。（指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）抜粋）

<参考資料①について>

居宅サービス事業者の守るべきルールの一つである、事業の人員、設備、運営に関する基準は、

- ・「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」や
- ・「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」のほか、
- ・国通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」等に規定されています。
- ・人員、設備、運営に関して、守るべきルールとそのルールが大阪府条例の何条に規定されているかについて、参考資料①として、サービス種別ごとにまとめていますので参考にしてください。

(参考資料①は以下の形でまとめています。お送りしている参考資料①をご確認ください。)

	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	通所介護
	規定の有無(有の場合、○と表記)と根拠条文	規定の有無(有の場合、○と表記)と根拠条文	規定の有無(有の場合、○と表記)と根拠条文	規定の有無(有の場合、○と表記)と根拠条文
人員	訪問介護員等(従業者、看護師等、福祉用具専門相談員)の員数 ○ 第7条	○ 第50条	○ 第66条	○ 第101条
	管理者 ○ 第8条	○ 第51条	○ 第67条	○ 第102条
設備	利用定員等 — —	— —	— —	— —
	設備、備品等 ○ 第9条	○ 第52条	○ 第68条	○ 第103条
運営	重要事項の説明等 重要事項の説明、契約の締結等(特定施設) ○ 第10条	○ 第10条(第60条による準用)	○ 第10条(第80条による準用)	○ 第10条(第114条による準用)
	提供拒否の禁止 ○ 第11条	○ 第11条(第60条による準用)	○ 第11条(第80条による準用)	○ 第11条(第114条による準用)
	サービスの提供困難時の対応 ○ 第12条	○ 第12条(第60条による準用)	○ 第69条	○ 第12条(第114条による準用)

	介護予防訪問入浴介護	介護予防訪問看護	介護予防短期入所生活介護	介護予防ユニット型短期入所生活介護	介護予防特定施設介護
	規定の有無(有の場合、○と表記)と根拠条文	規定の有無(有の場合、○と表記)と根拠条文	規定の有無(有の場合、○と表記)と根拠条文	規定の有無(有の場合、○と表記)と根拠条文	規定の有無(有の場合、○と表記)と根拠条文
人員	従業者(看護師等、福祉用具専門相談員)の員数 ○ 第50条	○ 第66条	○ 第131条	○ 第131条	○ 第2条
	管理者 ○ 第51条	○ 第67条	○ 第132条	○ 第132条	○ 第2条
設備	利用定員等 — —	— —	○ 第133条	○ 第133条(第156条による準用)	—
	設備、備品等 ○ 第52条	○ 第68条	○ 第134条	○ 第155条	○ 第2条
運営	重要事項の説明等 重要事項の説明、契約の締結等(特定施設) ○ 第52条の2	○ 第52条の2(第76条による準用)	○ 第135条	○ 第135条(第161条による準用)	○ 第2条
	指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了 — —	— —	○ 第136条	○ 第136条(第161条による準用)	○ 第2条
	指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供 提供拒否の禁止 ○ 第52条の3	○ 第52条の3(第76条による準用)	○ 第52条の3(第144条による準用)	○ 第52条の3(第161条による準用)	—

<参考資料②について>

居宅サービス事業者の守るべき介護報酬関係のルールについては、

- ・報酬告示といわれる「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」や
- ・「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」等、
- ・解釈通知といわれる「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の規程がありますので、各自確認をお願いします。
- ・なお、介護報酬の加算・減算については、請求をするまえに、あらかじめ指定権者に届出が必要なものと、届出不要なものがあります。
- ・あらかじめの届出の要否については参考資料②にまとめていますので参考にしてください。

(参考資料②は以下の形でまとめています。お送りしている参考資料②をご確認ください。)

加算・減算等にかかる届出の要否（居宅サービスの一部）

※当該資料は、加算・減算等について、算定前に大阪府に届出が必要か否かについて確認していただく資料です。

そのため、それぞれの加算等要件については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」等の報酬にかかる規程

※以下の項目は、介護報酬の算定構造(介護給付費分科会第239回(R6.1.22)の参考資料2-2等をもとに作成したもので、上

※指定居宅サービスのうち一部のサービスについて記載しています。

※朱文字下線ありは、令和6年度介護報酬改定において新たに追加された項目です。

※緑文字二重下線ありは、令和6年度介護報酬改定において、変更のあった項目です。

項目	訪問介護		訪問入浴介護		訪問看護
	規定の有無(有の場合は○と表記)	届出の要否	規定の有無(有の場合は○と表記)	届出の要否	規定の有無(有の場合は○と表記)
地域区分	○	要	○	要	○
定期巡回・随時対応サービスに関する状況	○	要	-	-	-
共生型サービスの提供	○	要	-	-	-
定員超過の場合の算定	-	-	-	-	-
人員基準欠如に該当する場合の算定	-	-	-	-	-

加算・減算等にかかる届出の要否（指定介護予防サービスの一部）

※当該資料は、加算・減算等について、算定前に大阪府に届出が必要か否かについて確認していただく資料です。

そのため、それぞれの加算等要件については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」等の報酬にかかる規程を確認ください。

※以下の項目は、介護報酬の算定構造(介護給付費分科会第239回(R6.1.22)の参考資料2-2等をもとに作成したもので、上記「指定介護予防サ-

※指定介護予防サービスのうち一部のサービスについて記載しています。

※朱文字下線ありは、令和6年度介護報酬改定において新たに追加された項目です。

※緑文字二重下線ありは、令和6年度介護報酬改定において、変更のあった項目です。

項目	介護予防訪問入浴介護		介護予防訪問看護		介護予防(ユニット型)短期入所生活介護	
	規定の有無(有の場合は○と表記)	届出の要否	規定の有無(有の場合は○と表記)	届出の要否	規定の有無(有の場合は○と表記)	届出の要否
地域区分	○	要	○	要	○	要
定員超過の場合の算定	-	-	-	-	○	不要
人員基準欠如に該当する場合の算定	-	-	-	-	○	要
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合の算定 ※ユニットケア体制にかかる対応が可能な場合は届出要	-	-	-	-	○	不要
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合の算定	-	-	-	-	○	要

本研修は、訪問介護等の居宅サービス事業所が事業運営を行う
中で守るべきルールの一部を紹介したものです。
適宜、法令等を確認し適切な事業運営に努めてください。

ご清聴ありがとうございました。